神戸女子大学学則（抄）

第１章　目　的

第１条　本学は教育基本法及び学校教育法による大学教育を施し、もって清純高潔にして有能な女子を育成することを目的とする。

２　教育と学術研究の成果を通じて、世界の平和と人類の福祉及び地域社会に貢献する。

３　本学の設置する学部、学科又は課程における人材の育成に関する目的その他教育研究の目的については別に定める。

第１条の２　本学の教育研究水準の向上をはかり、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第２章　　学部、学科、収容定員及び修業年限

第２条　本学において設置する学部、学科、収容定員及び所在地は次のとおりとする。

学　部	学　科	入学定員	3 年 次 編入学定員	収容定員
文　学　部		110 名		440 名
	日本語日本文学科	40 名		160 名
	英語英米文学科	20 名		80 名
	国際教養学科	20 名		80 名
	史　学　科	30 名		120 名
教育学部		130 名		520 名
	教　育　学　科	130 名		520 名
健康福祉学部		120 名		480 名
	社会福祉学科	50 名		200 名
	健康スポーツ栄養学科	70 名		280 名
家政学部		160 名	10 名	660 名
	家　政　学　科	40 名		160 名
	管理栄養士養成課程	120 名	10 名	580 名
看護学部		90 名		360 名
	看　護　学　科	90 名		360 名
心理学部		80 名		320 名
	心　理　学　科	80 名		320 名

学　部	所　在　地
文学部　教育学部、家政学部	神戸市須磨区東須磨青山 2-1
健康福祉学部　看護学部　心理学部	神戸市中央区港島中町 4-7-2

2　本学の健康福祉学部社会福祉学科に、介護福祉士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。
3　本学の教育学部教育学科に、保育士養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。
4　本学の家政学部管理栄養士養成課程に、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の養成課程を置く。この養成課程の履修細則は、別に定める。
5　本学の家政学部管理栄養士養成課程のクラス数は１学年３クラス、健康福祉学部健康スポーツ栄養学科のクラス数は１学年２クラスとする。

第３条　本学の修業年限は４年とする。
2　学生は８年を超えて在学することはできない。
3　第９条及び第 10 条の規定により編入学及び再入学を許可された者の修業年限及び在学年数については、別に定める。

第３条の２　本学に大学院を置く。
2　大学院に関する規則は別に定める。

第３章　　学 年、学 期 及 び 休 業 日

第４条　学年は４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。

第５条　学年を次の２学期に分ける。
前期　４月１日から原則として同年９月 30 日まで
後期　原則として 10 月１日から翌年３月 31 日まで

第５条の２　授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間 35 週にわたることを原則とする。

第６条　休業日は次のとおりとする。
(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
(2) 日曜日及び土曜日
(3) 本学創立記念日　11 月 11 日
(4) 春季、夏季及び冬季休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。
2　必要がある場合、前項の休業日を変更し、授業を行うことがある。
3　第１項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第４章　　入学、編入学、再入学、転学部・転学科、休学、退学及び除籍

第７条　入学の時期は学年の初めとする。

第８条　本学に入学できる者は、女子に限り、次の各号の何れかに該当し、本学の入学者選考に合格した者とする。入学者の選考方法については、別に定める。
(1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
(3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者

(7) その他大学において相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第9条 本学に編入学を志願する者がある場合は、欠員のある場合に限り選考を行い、相当年次に編入学を許可することがある。

第9条の2 本学に在学する者で、他の学部に転学部・転学科を願い出る者がある時、又は当該学部内の他の学科に転学科を願い出る者がある時は、選考の上、これを許可することができる。

2 転学部及び転学科の取扱いについては、別に定める規則によるものとする。

第 10 条 本学を中途退学した者、又は除籍された者で、再び同一の学部、学科に入学を志願する者がある時は、第8条の規定にかかわらず、選考の上相当年次に再入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した科目及び単位数の取り扱い並びに在学すべき年次については、学長が決定する。

第 11 条 入学志願者は、所定の入学願書に要項を記入し、出身学校長の作成した最終年次の調査書と入学検定料を添えて提出しなければならない。

第 12 条 入学を許可された者は、誓約書、宣誓書、保証書と入学金その他学納金を添えて所定の期限内に納入しなければならない。

第 13 条 保証人は父母又はこれに準ずる者でなければならない。

第 14 条 学生並びに保証人が住所、氏名を変更し、又はその資格を喪失した場合は、その事由を書いて届出なければならない。

第 15 条 疾病その他やむを得ない事情により休学しようとする者は､所定の手続きにより学長に願い出て、許可を受けなければならない。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第 16 条 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

2 休学の期間は、第3条第2項の在学年数に算入しない。

3 休学に関するその他の事項は、別に定める。

第 17 条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学に関するその他の事項は、別に定める。

第 18 条 退学しようとする者は、所定の手続きにより願い出て学長の許可を受けなければならない。

2 退学に関するその他の事項は、別に定める。

第 19 条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。なお、除籍に関するその他の事項は別に定める。

(1) 第3条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第 16 条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

第５章　　教 育 課 程 及 び 履 修 方 法

第 20 条　授業科目を分けて全学共通教養科目及び専門科目とする。

２　授業科目の種類、単位数等は別記のとおりとする。

３　別記に掲げる科目のほか、臨時に授業科目を開設することがある。この科目の種類、取扱い、単位数等は開設の時に定める。

第 21 条　前条に定めるもののほか、教職に関する科目及び学芸員等に関する科目を置く。

２　授業科目の種類、単位数等は別記のとおりとする。

第 22 条　授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

（1）講義及び演習については、15 時間の授業をもって１単位とする。ただし、演習については、教育上必要があると認める場合には、30 時間の授業をもって１単位とすることができる。

（2）実験、実習及び実技については、30 時間の授業をもって１単位とする。ただし、教育上必要があると認める場合には、45 時間の授業をもって１単位とすることができる。

（3）一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって１単位とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

第 22 条の２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

２　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

３　本学は、第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

４　本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第１項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

第 23 条　学生は、毎学年度の初めに開講表によって、履修しようとする授業科目を学長に届出なければならない。

２　１年間に登録できる単位数の上限については、別に定める。

第 24 条　他学部の科目を履修しようとする者は､所属学部長を経てその学部長の許可を受けなければならない。

第 25 条　教育上有益と認めるときは、他の大学（外国の大学を含む。）、専門職大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学、専門職大学又は短期大学の授業科目を履修させることがある。

第 25 条の２　教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を､60 単位を超えない範囲で本学における授業科目について修得したものとみなすことができる。

第 25 条の３　教育上有益と認めるときは、文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科

目の履修とみなし、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

第 25 条の４　第 25 条から前条までの規定により履修した授業科目について修得した単位は、合わせて 60 単位を超えない範囲内で本学において修得したものとみなすことができる。

第 25 条の５　編入学を許可された者が、本学に入学する前に他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した単位は、教育上有益と認めるときは、一定の範囲で、本学の当該学科・当該課程において修得したものとみなすことができる。

第 25 条の６　転学部・転学科で入学を許可された者の既修得単位は、教育上有益と認めるときは、一定の範囲で、当該学科・当該課程において修得したものとみなすことができる。

第 25 条の７　編入学を許可された者の単位認定については、別に定める「編入学に関する単位認定等取扱い規程」によるものとする。

第 26 条　単位修得の認定は筆記試験、レポート試験、実験・実習、課題・作品提出、受講態度等担当教員が授業計画書（シラバス）に示した方法により総合的に行って評価した最終評価による。

第 27 条　（削除）

第 28 条　授業科目を履修しその最終評価に合格した者には、所定の単位を与える。

第 29 条　成績評価は 100 点を最高とし、60 点以上を合格とする。評価は秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

第６章　卒業等

第 30 条　本学を卒業するためには、第３条に規定する修業年限以上在学し、124 単位以上を修得しなければならない。

第 31 条　本学に第３条に規定する修業年限以上在学し、所定の単位数を修得した者には、学長が卒業を認定する。

２　学長は、卒業を認定した者に対して学位記を授与する。

第 32 条　前条による卒業者に、学士の学位を授与する。

２　前項の学士の学位に付与する専攻分野の名称については、学位規程の定めるところによる。

第 33 条　本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

文　学　部

日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
英語英米文学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
国際教養学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	中学校教諭一種免許状（社会）
	司書　　学校図書館司書教諭
	国際ボランティア実務士
史学科	中学校教諭一種免許状（社会）

	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）（公民）
	学芸員
	司書　　学校図書館司書教諭
教育学部	
教育学科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	中学校教諭一種免許状（英語）
	特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）
	保育士
	学校図書館司書教諭
健康福祉学部	
社会福祉学科	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	精神保健福祉士受験資格
	介護福祉士受験資格
健康スポーツ栄養学科	中学校教諭一種免許状（保健体育）
	高等学校教諭一種免許状（保健体育）
	栄養士
	栄養教諭二種免許状
家政学部	
家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	司書　　学校図書館司書教諭
管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	栄養教諭一種免許状
	栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
	食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
	フードスペシャリスト受験資格
看護学部	
看護学科	養護教諭一種免許状
	看護師国家試験受験資格
	保健師国家試験受験資格
	助産師国家試験受験資格
心理学部	
心理学科	情報処理士
	上級情報処理士

2　前項に定める社会福祉士受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
3　第１項に定める精神保健福祉士受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
4　第１項に定める保健師国家試験受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。
5　第１項に定める助産師国家試験受験資格取得にかかる履修細則は別に定める。

第７章　入学検定料及び学納金

第 34 条　入学検定料は、35,000 円とする。ただし、大学入学共通テストを利用する場合の入学検定料は 15,000 円とする。また、併願出願、同時出願した場合は検定料割引制度が適用される。

第 34 条の２　学納金は、入学金、授業料、教育・施設充実費、実習費とし、別表 1 に定める額とする。ただし、

(1) 本学、神戸女子短期大学、神戸女子大学瀬戸短期大学を卒業後、他学科、課程に入学する者の入学金は半額とする。

(2) 本学を中途退学した者、又は除籍された者が再び本学に入学する場合の入学金は、修業年限が２年以下となる場合に限り半額とする。

(3) ４親等以内の親族に本学園（附属高倉台幼稚園を除く）の卒業生もしくは在学生がいる者が本学に入学する場合の入学金は免除する。また姉妹が同時に本学に入学する場合の入学金は１名を除き免除する。なお本学の他の減免との重複はできない。ただし、「神女ファミリー入試」特別奨学金を除く。

(4) 社会人入試により入学する場合の入学金は免除する。なお本学の他の減免との重複はできない。

(5) 学長が特に必要と認めた場合は、学納金を減額又は免除することができる。

第 35 条　授業料及び教育・施設充実費（以下「授業料等」という。）は、前･後期に分けて所定の期日までに納入しなければならない。

2　実習費は、実習時期に応じて納入するものとする。

第 36 条　学期の途中で退学した者の当該学期分の授業料等は徴収する。

2　停学期間中の授業料等は徴収する。

第 37 条　休学を許可され、または命じられた者については、休学期間中の授業料等は免除されるが、休学中の在籍料として半期単位で６万円を納入しなければならない。

第 38 条　学期の中途において復学した者は､復学した月から当該学期末までの授業料等を復学した月に納入しなければならない。

第 38 条の２　編入学又は再入学した者の授業料等については、編入又は再入学した当該学年の授業料等の額とする。

2　神戸女子短期大学から編入学する場合の入学検定料及び入学金は免除する。

第 39 条　納入した入学検定料、入学金、授業料等は、一切返還しない。

第８章　教職員組織

第 40 条　本学に学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員を置く。

2　本学に前項のほか、副学長、講師、技術職員及びその他必要な職員を置くことができる。

第９章　教授会

第 41 条　本学に全学教授会及び学部教授会を置く。

第 42 条　全学教授会は、学長、副学長、教授、准教授、助教、講師をもって組織する。

2　前項の規定にかかわらず、必要に応じて職員の出席を求めることがある。

3　全学教授会は、教育研究に関することについて、学長の求めに応じ、意見を述べるものとする。

4　全学教授会は、学長が必要と認めたとき、これを招集する。

5　全学教授会に関する規程は、別に定める。

第 43 条　学部教授会は、学部長、教授、准教授、助教、講師をもって組織する。

2　学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3　学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1) 授業に関する事項

(2) 学生の褒賞に関する事項

(3) 学生の試験に関する事項

(4) 学生の厚生・補導に関する事項

(5) 科目等履修生、聴講生、研究生、単位互換生及び外国人留学生に関する事項

(6) 諸規程の制定及び改廃に関する事項

(7) その他の教育・研究に関する重要な事項

4　学部教授会に関する規程は別に定める。

第 44 条　削除

第 10 章　科目等履修生、聴講生、研究生、単位互換生及び外国人留学生

第 45 条　本学に科目等履修生制度を設ける。

第 45 条の２　本学に研究生制度を設ける。

2　研究生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。

第 45 条の３　本学に単位互換生制度を設ける。

2　単位互換生の取扱いについては別に定める規程によるものとする。

第 46 条　本学の授業科目の履修を希望する者は、本学の入学資格（本則第８条）に基づいて選考し、本学の授業にさしつかえのない範囲においてこれを許可する。

第 47 条　科目等履修生を志願する者は、本学所定の願書に要項を記入の上、履修検定料を添え願書を提出して学長の許可を得なければならない。

2　前項により履修を許可された者は、履修科目について別に定める授業料を納入しなければならない。

第 48 条　科目等履修生として許可した者には科目等履修生証を交付する。

第 49 条　科目等履修生に関するその他の規程は別に定める。

第 49 条の２　本学の授業科目の聴講を願い出る者がある時は、これを聴講生として許可することが

できる。

2　その他の聴講生に関する事項は、科目等履修生規程に準ずる。ただし、授業料は、科目等履修生の２分の１とする。

第 50 条　次の各号の一に該当する場合は、履修許可を取り消すことがある。

(1) 正当な理由なくして出欠常なき場合

(2) 他の学生に迷惑を及ぼす場合

第 51 条　科目等履修生に対し、試験の上単位を与えることができる。

第 52 条　科目等履修生に関するその他の事項は本則を準用する。

第 53 条　本学に委託生及び外国人留学生制度を置く。

2　外国人留学生に関する規程は別に定める。

第 11 章　図書館

第 54 条　本学に図書館を置く。

2　図書館に関する規則は別に定める。

第 12 章　厚生施設

第 55 条　本学に学生寮及び保健室を置く。

2　学生寮及び保健室の規程は別に定める。

第 13 章　賞　罰

第 56 条　人物、学業ともに優秀であって、技術卓越な者は、これを褒賞することがある。

第 57 条　本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する言動がある者に対しては、学長がこれを懲戒する。

2　前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3　前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

(1) 学業劣等若しくは疾病により成業の見込みがないと認められた者

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(3) 正当な理由なく出欠席が定まらない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4　懲戒に関するその他の事項は、別に定める。

附　則

この学則は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 42 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 44 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この学則は、平成３年４月１日から施行する。ただし、第 33 条中史学科の高等学校教諭一種免許状（地理歴史）、高等学校教諭一種免許状（公民）の取得については平成２年度入学生から適用する。

（期限付入学定員）

第２条　この学則の施行日から平成 12 年 3 月 31 日までの９年間の各学部各学科の定員については、第２条に定める定員にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学　　科	入学定員
文 学 部		500 名
	文　　学　　科	200 名
	（国文学専攻）	（100 名）
	（英文学専攻）	（100 名）
	史　　学　　科	100 名
	教　育　学　科	200 名
家政学部		200 名
	家　政　学　科	120 名
	管理栄養士養成課程	80 名

附　則

（施行期日）

第１条　この学則は、平成 3 年 9 月 19 日から施行し、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。

附　則

この学則は、平成 4 年 5 月 14 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 6 年 5 月 12 日から施行し、平成 7 年度入学生から適用する。

（授業料の改訂）

附　則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

（施行期日）

第１条　この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

（期限付入学定員）

第２条　附則 18 第 2 条に定める表中、文学部「500 名」とあるのを「450 名」に、「教育学科 200 名」を「150 名」に改める。

附　則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条の 2 の規定は、平成 10 年度入学生から適用する。

附　則

（施行期日）

第１条　この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

（期限付入学定員）

第２条　この学則の施行日から平成 17 年 3 月 31 日までの５年間の各学部各学科の入学定員については、第２条に定める入学定員にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度
文 学 部		573 名	561 名	549 名	537 名	525 名
	文　学　科	180 名	175 名	170 名	165 名	160 名
	（国 文 学 専 攻）	(88 名)	(86 名)	(84 名)	(82 名)	(80 名)
	（英 文 学 専 攻）	(92 名)	(89 名)	(86 名)	(83 名)	(80 名)
	史　学　科	88 名	86 名	84 名	82 名	80 名
	教　育　学　科	185 名	180 名	175 名	170 名	165 名
	社 会 福 祉 学 科	120 名	120 名	120 名	120 名	120 名
家政学部		244 名	238 名	232 名	226 名	220 名
	家　政　学　科	144 名	138 名	132 名	126 名	120 名
	管理栄養士養成課程	100 名	100 名	100 名	100 名	100 名

附　則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

第１条　この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 20 年 3 月 31 日までの４年間の各学部学科の収容定員については、第２条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
文 学 部		2,100 名	2,100 名	2,100 名	2,100 名
	文　学　科	640 名	640 名	640 名	640 名
	（国文学専攻）	（320 名）	（320 名）	（320 名）	（320 名）
	（英文学専攻）	（320 名）	（320 名）	（320 名）	（320 名）
	史　学　科	320 名	320 名	320 名	320 名
	教 育 学 科	660 名	660 名	660 名	660 名
	社会福祉学科	480 名	480 名	480 名	480 名
家政学部		880 名	880 名	900 名	920 名
	家政学科	440 名	400 名	360 名	320 名
	管理栄養士養成課程	440 名	480 名	540 名	600 名

附　則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

第１条　この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの 4 年間の各学部学科の収容定員については、第２条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
文 学 部		1,940 名	1,780 名	1,620 名	1,460 名
	文　学　科	480 名	320 名	160 名	0 名
	（国文学専攻）	（240 名）	（160 名）	（80 名）	（0 名）
	（英文学専攻）	（240 名）	（160 名）	（80 名）	（0 名）
	日本語日本文学科	60 名	120 名	180 名	240 名
	英語英米文学科	40 名	80 名	120 名	160 名
	神戸国際教養学科	40 名	80 名	120 名	160 名
	史　学　科	300 名	280 名	260 名	240 名
	教育学科	660 名	660 名	660 名	660 名
	社会福祉学科	360 名	240 名	120 名	0 名
健康福祉学部		160 名	320 名	480 名	640 名
	健康福祉学科	160 名	320 名	480 名	640 名
家政学部		900 名	920 名	920 名	920 名
	家政学科	360 名	320 名	320 名	320 名
	管理栄養士養成課程	540 名	600 名	600 名	600 名

以下の履修細則はこの学則の施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの 4 年間は、次のとおりとする。

２　本学の健康福祉学部健康福祉学科に、健康・介護福祉コースを置き、介護福祉士養成課程とする。この養成課程の履修細則は、別に定める。

３　本学の健康福祉学部健康福祉学科に、子ども家庭福祉コースを置き、保育士養成課程とする。この養成課程の履修細則は、別に定める。

第３条　この学則の施行日から平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間の文学部各学科・専攻において取得することができる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文　学　部

文学科国文学専攻	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
文学科英文学専攻	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
英語英米文学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
史　学　科	中学校教諭一種免許状（社会）
	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
	学芸員
	司書　　学校図書館司書教諭
教 育 学 科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	社会教育主事（補）
	保育士(平成 18 年度以降入学生)
	レクリェーション・インストラクター
	司書　　学校図書館司書教諭
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格
	保育士

健康福祉学部

健康福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格
	保育士
	介護福祉士受験資格
	園芸療法士

家 政 学 部

家政学科　　中学校教諭一種免許状（家庭）
高等学校教諭一種免許状（家庭）
栄養士
司書　　学校図書館司書教諭
フードスペシャリスト受験資格

管理栄養士養成課程

中学校教諭一種免許状（家庭）
高等学校教諭一種免許状（家庭）
栄養教諭一種免許状
栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
学校図書館司書教諭
フードスペシャリスト受験資格

別表（３４条の２）学納金

入　学　金		350,000 円
授 業 料（年額）		800,000 円
教育・施設充実費（年額）	文学部　文 学 科 ・ 史 学 科	200,000 円
	教育学科・社会福祉学科	220,000 円
	家政学部　家政学科　家 政 課 程	260,000 円
	〃　栄 養 課 程	280,000 円
	管理栄養士養成課程	300,000 円
実　習　費（学外実習費）	博物館実習　史　学　科	10,000 円
	教育実習　教 育 学 科	40,000 円
	〃　他　学　科	（高校）　20,000 円 （中学）　30,000 円
	社会福祉実習　社会福祉学科	50,000 円
	栄養実習（1 ヵ所）　栄 養 課 程	10,000 円
	〃　（3 ヵ所）　管理栄養士養成課程	35,000 円

別表（３４条の２）学納金　　平成16年4月1日より施行

入　学　金		350,000円
授業料（年額）		800,000円
教育・施設充実費（年額）	文学部　文学科・史学科	200,000円
	教育学科・社会福祉学科	220,000円
	家政学部　家政学科　家政課程	260,000円
	〃　栄養課程	280,000円
	管理栄養士養成課程	300,000円
実　習　費（学外実習費）	博物館実習　史学科	10,000円
	教育実習　教育学科	40,000円
	〃　他学科	（高校）20,000円 （中学）30,000円
	介護等体験	10,000円
	精神保健福祉援助実習　社会福祉学科	50,000円
	保育士実習　社会福祉学科	50,000円
	社会福祉実習　社会福祉学科	50,000円
	栄養実習（1ヵ所）　栄養課程	10,000円
	〃　（3ヵ所）　管理栄養士養成課程	35,000円

別表（３４条の２）学納金　　平成17年4月1日より施行

入　学　金		350,000円
授業料（年額）		800,000円
教育・施設充実費（年額）	文学部　文学科・史学科	200,000円
	教育学科・社会福祉学科	220,000円
	家政学部　家政学科　家政課程	260,000円
	〃　栄養課程	280,000円
	管理栄養士養成課程	300,000円
実　習　費（学外実習費）	博物館実習　史学科	10,000円
	教育実習　教育学科	40,000円
	〃　他学科	（高校）20,000円 （中学）30,000円
	介護等体験	10,000円
	精神保健福祉援助実習　社会福祉学科	50,000円
	保育士実習　社会福祉学科	50,000円
	社会福祉実習　社会福祉学科	50,000円
	栄養実習（1ヵ所）　栄養課程	10,000円
	〃　（3ヵ所）　管理栄養士養成課程	35,000円

別表（３４条の２）学納金　　平成 18 年 4 月 1 日より施行

入　学　金			350,000 円
授 業 料 （年額）			800,000 円
教育・施設充実費（年額）	文 学 部	日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000 円
	文学部	教育学科	220,000 円
	健康福祉学部	健康福祉学科	220,000 円
	家政学部	家政学科　家 政 課 程	260,000 円
		管 理 栄 養 士 養 成 課 程	300,000 円
実　習　費（学外実習費）	博物館実習	史　学　科	10,000 円
	教育実習	教 育 学 科	40,000 円
	〃	その他の学科	（高校）20,000 円 （中学）30,000 円
	栄養教育実習	管理栄養士養成課程	（小・中学校）10,000 円
	介護等体験		10,000 円
	精神保健福祉援助実習	健康福祉学科	50,000 円
	保育士実習	教育学科 健康福祉学科	50,000 円
	社会福祉実習	健康福祉学科	50,000 円
	介護福祉実習	健康福祉学科	100,000 円
	臨地実習	管理栄養士養成課程	35,000 円

上記、栄養教育実習は、平成 17 年度入学生が 4 回生時（平成 20 年度）以降より適用

なお、別表（34 条の 2）に併せて、平成 21 年 3 月 31 日までの 3 年間は、下記別表 2 が併用される。

別表２（３４条の２）

教育・施設充実費（年額）	文 学 部	文学科（国文学専攻・英文学専攻）	200,000 円
	文学部	社会福祉学科	220,000 円
実　習　費（学外実習費）	精神保健福祉援助実習	社会福祉学科	50,000 円
	保育士実習	社会福祉学科	50,000 円
	社会福祉実習	社会福祉学科	50,000 円

上記別表 2 に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 22 年 3 月 31 日までの 3 年間の各学科・専攻において取得することができる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文　学　部

文学科国文学専攻	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
文学科英文学専攻	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
英語英米文学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
神戸国際教養学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
	中学校教諭一種免許状（社会）
	国際ボランティア実務士
史　学　科	中学校教諭一種免許状（社会）
	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
	学芸員
	司書　　学校図書館司書教諭
教 育 学 科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	社会教育主事（補）
	保育士
	レクリェーション・インストラクター
	司書　　学校図書館司書教諭
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格　　保育士

健康福祉学部

健康福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格
	保育士
	介護福祉士受験資格
	園芸療法士

家 政 学 部

家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	司書　　学校図書館司書教諭
管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	栄養教諭一種免許状
	栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
	食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
	学校図書館司書教諭
	フードスペシャリスト受験資格

附　則

第１条　この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 23 年 3 月 31 日までの 3 年間の各学科・専攻において取得することができる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文　学　部

文学科国文学専攻	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
日本語日本文学科	中学校教諭一種免許状（国語）
	高等学校教諭一種免許状（国語）
	司書　　学校図書館司書教諭
文学科英文学専攻	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭

英語英米文学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
神戸国際教養学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	司書　　学校図書館司書教諭
	中学校教諭一種免許状（社会）
	国際ボランティア実務士
史　学　科	中学校教諭一種免許状（社会）
	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
	学芸員
	司書　　学校図書館司書教諭
教 育 学 科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	社会教育主事（補）
	保育士
	レクリェーション・インストラクター
	司書　　学校図書館司書教諭
社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格　　保育士
健康福祉学部	
健康福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格
	保育士
	介護福祉士受験資格
	園芸療法士
家 政 学 部	
家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	司書　　学校図書館司書教諭

管理栄養士養成課程　　中学校教諭一種免許状（家庭）
高等学校教諭一種免許状（家庭）
栄養教諭一種免許状
栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）
食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
学校図書館司書教諭
フードスペシャリスト受験資格

附　則

第１条　この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 25 年 3 月 31 日までの 4 年間の各学部学科の収容定員については、第２条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
文 学 部		1,480 名	1,500 名	1,520 名	1,540 名
	日本語日本文学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	英語英米文学科	180 名	200 名	220 名	240 名
	神戸国際教養学科	160 名	160 名	160 名	160 名
	史　学　科	240 名	240 名	240 名	240 名
	教育学科	660 名	660 名	660 名	660 名
健康福祉学部		620 名	600 名	580 名	560 名
	健康福祉学科	480 名	320 名	160 名	0 名
	社会福祉学科	80 名	160 名	240 名	320 名
	健康スポーツ栄養学科	60 名	120 名	180 名	240 名
家政学部		920 名	920 名	920 名	920 名
	家政学科	320 名	320 名	320 名	320 名
	管理栄養士養成課程	600 名	600 名	600 名	600 名

第３条　この学則の施行日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間の健康福祉学部各学科において取得することができる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、この学則の次のとおりとする。

文　学　部

日本語日本文学科　　中学校教諭一種免許状（国語）
高等学校教諭一種免許状（国語）
司書　　学校図書館司書教諭

英語英米文学科　　中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）
司書　　学校図書館司書教諭

神戸国際教養学科	中学校教諭一種免許状（英語）
	高等学校教諭一種免許状（英語）
	中学校教諭一種免許状（社会）
	司書　　学校図書館司書教諭
	国際ボランティア実務士
史　学　科	中学校教諭一種免許状（社会）
	高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
	学芸員
	司書　　学校図書館司書教諭
教 育 学 科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	保育士
	レクリェーション・インストラクター
	司書　　学校図書館司書教諭
健康福祉学部	
健康福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	福祉レクリェーション・ワーカー
	精神保健福祉士受験資格
	保育士
	介護福祉士
	園芸療法士
社会福祉学科	社会福祉士受験資格
	社会福祉主事任用資格等
	精神保健福祉士受験資格
	介護福祉士受験資格
健康スポーツ栄養学科	栄養士
	栄養教諭二種免許状
	フードスペシャリスト受験資格
家 政 学 部	
家政学科	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	司書　　学校図書館司書教諭
管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	栄養教諭一種免許状
	栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者任用資格（編入学生を除く）

食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
学校図書館司書教諭
フードスペシャリスト受験資格

別表（３４条の２）学納金　　平成 21 年 4 月 1 日より施行

入　学　金			350,000 円
授 業 料（年額）			800,000 円
教育・施設充実費（年額）	文 学 部	日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000 円
	文学部	教育学科	220,000 円
	健康福祉学部	社会福祉学科	220,000 円
		健康スポーツ栄養学科	280,000 円
	家政学部	家政学科	260,000 円
		管理栄養士養成課程	300,000 円
実　習　費（学外実習費）	博物館実習	史　学　科	10,000 円
	教育実習	教 育 学 科	40,000 円
	〃	その他の学科	（高校）20,000 円 （中学）30,000 円
	栄養教育実習	管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（小・中学校）10,000 円
	介護等体験		10,000 円
	精神保健福祉援助実習	社会福祉学科	50,000 円
	保育士実習	教育学科	50,000 円
	相談援助実習	社会福祉学科	50,000 円
	介護福祉実習	社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習	健康スポーツ栄養学科	10,000 円
	臨地実習	管理栄養士養成課程	35,000 円

なお、別表（34 条の 2）に併せて、平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間は、健康福祉学部については、下記別表 2 が併用される。

別表２（３４条の２）

教育・施設充実費（年額）	健康福祉学部	健康福祉学科	220,000 円
実習費（学外実習費）	精神保健福祉援助実習	健康福祉学科	50,000 円
	保育士実習	健康福祉学科	50,000 円
	社会福祉実習	健康福祉学科	50,000 円

上記別表 2 に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行日から平成 25 年 3 月 31 日までの 3 年間の家政学部管理栄養士養成課程において取得することができる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

家 政 学 部

管理栄養士養成課程	中学校教諭一種免許状（家庭）
	高等学校教諭一種免許状（家庭）
	栄養教諭一種免許状
	栄養士、管理栄養士受験資格、食品衛生管理者
	任用資格（編入学生を除く）
	食品衛生監視員任用資格（編入学生を除く）
	学校図書館司書教諭
	フードスペシャリスト受験資格

附　則

第１条　この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表（３４条の２）学納金　　平成 24 年 4 月 1 日より施行

入　学　金		350,000 円
授 業 料 （年額）		800,000 円
教育・施設充実費（年額）	文 学 部　日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000 円
	文学部　教育学科	220,000 円
	健康福祉学部　社会福祉学科	220,000 円
	健康スポーツ栄養学科	280,000 円
	家政学部　家政学科	260,000 円
	管理栄養士養成課程	300,000 円
実　習　費（学外実習費）	博物館実習　史　学　科	10,000 円
	教育実習　教 育 学 科	40,000 円
	〃　その他の学科	（高校）20,000 円 （中学）30,000 円
	栄養教育実習　管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（小・中学校）10,000 円
	介護等体験	10,000 円
	保育士実習　教育学科	50,000 円
	相談援助実習　社会福祉学科	50,000 円
	精神保健福祉援助実習　社会福祉学科	※56,000 円
	介護福祉実習　社会福祉学科	100,000 円
	(栄養)校外実習　健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習　管理栄養士養成課程	35,000 円

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は 50,000 円とする。

なお、※部分に関しては、平成 24 年度入学生から対象とする。

上記別表に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

附　則

第１条　この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生の成績評価は、100 点を最高とし、60 点以上を合格とする。評価は優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格とする。

附　則

第１条　この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

第３条　別表（34 条の２）学納金　「臨地実習　　管理栄養士養成課程」の実習費は、平成 27 年度以前入学生は、従前どおり、35,000 円とする。

別表（34 条の２）学納金　　平成 27 年 4 月 1 日より施行

入　学　金		350,000 円
授 業 料 （年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部	800,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設充実費 （年額）	文 学 部　日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000 円
	文学部　教育学科	220,000 円
	健康福祉学部　社会福祉学科	220,000 円
	健康スポーツ栄養学科	280,000 円
	家政学部　家政学科	260,000 円
	管理栄養士養成課程	300,000 円
	看護学部　看護学科	550,000 円 （2 年次以降 650,000 円）
実　習　費 （学外実習費）	博物館実習　史　学　科	10,000 円
	教育実習　教 育 学 科	40,000 円
	〃　その他の学科	（1 週間当たり）10,000 円
	養護実習　看 護 学 科	（1 週間当たり）10,000 円
	栄養教育実習　管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（小・中学校）10,000 円
	介護等体験	10,000 円
	保育士実習　教 育 学 科	50,000 円
	相談援助実習　社会福祉学科	50,000 円
	精神保健福祉援助実習　社会福祉学科	※56,000 円
	介護福祉実習　社会福祉学科	100,000 円
	(栄養)校外実習　健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習　管理栄養士養成課程	60,000 円
	臨地実習　看 護 学 科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は 50,000 円とする。

なお、※部分に関しては、平成 24 年度入学生から対象とする。

上記別表に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　この学則施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表（３４条の２）学納金　　平成 28 年 4 月 1 日より施行

入　学　金	文学部 家政学部 健康福祉学部		250,000 円
	看護学部		350,000 円
授 業 料 （年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部		850,000 円
	看護学部		1,000,000 円
教育・施設充実費 （年額）	文 学 部	日本語日本文学科 英語英米文学科 神戸国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降 220, 000 円）
	文学部	教育学科	270,000 円 （2 年次以降 300,000 円）
	健康福祉学部	社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降 330,000 円）
		健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降 370,000 円）
	家政学部	家政学科 管理栄養士養成課程	310,000 円 （2 年次以降 350,000 円） 350,000 円 （2 年次以降 400,000 円）
	看護学部	看護学科	550,000 円 （2 年次以降 650,000 円）
実　習　費 （学外実習費）	博物館実習	史　学　科	10,000 円
	教育実習	教 育 学 科	40,000 円
	〃	その他の学科	（1 週間当たり）10,000 円
	養護実習	看 護 学 科	（1 週間当たり）10,000 円
	栄養教育実習	管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（小・中学校）10,000 円
	介護等体験		10,000 円
	保育士実習	教 育 学 科	50,000 円
	相談援助実習	社会福祉学科	50,000 円
	精神保健福祉援助実習	社会福祉学科	※56,000 円
	介護福祉実習	社会福祉学科	100,000 円
	(栄養)校外実習	健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習	管理栄養士養成課程	60,000 円
	臨地実習	看 護 学 科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は 50,000 円とする。

上記別表に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

第２条　第 34 条の入学検定料については、平成 29 年度入学試験から適用する。

第３条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

第４条　この学則の施行日から平成 33 年 3 月 31 日までの 4 年間の各学部学科の収容定員については、第 2 条に定める収容定員にかかわらず、次のとおりとする。

学　部	学　科	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度
文 学 部		1,540 名	1,540 名	1,540 名	1,540 名
	日本語日本文学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	英語英米文学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	神戸国際教養学科	160 名	160 名	160 名	160 名
	史 学 科	240 名	240 名	240 名	240 名
	教育学科	660 名	660 名	660 名	660 名
健康福祉学部		580 名	600 名	620 名	640 名
	社会福祉学科	320 名	320 名	320 名	320 名
	健康スポーツ栄養学科	260 名	280 名	300 名	320 名
家政学部		920 名	920 名	930 名	940 名
	家政学科	320 名	320 名	320 名	320 名
	管理栄養士養成課程	600 名	600 名	610 名	620 名
看護学部		240 名	320 名	320 名	320 名
	看護学科	240 名	320 名	320 名	320 名

附　則

第１条　この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。（学科名称の変更に係る経過措置等）

第２条　神戸国際教養学科は、改正後の学則第 2 条、第 33 条、及び第 34 条の 2 に定める別表 1 の規定にかかわらず、平成 30 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科から在籍しなくなるまでの間存続するものとし、その間在籍する者においては従前のとおりとする。

別表１（第３４条の２）学納金　　平成 30 年 4 月 1 日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部	250,000 円
	看護学部	350,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部	850,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部　日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降　220,000 円）
	文学部　教育学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）
	健康福祉学部　社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降　330,000 円）
	健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	家政学部　家政学科	310,000 円 （2 年次以降　350,000 円）
	管理栄養士養成課程	350,000 円 （2 年次以降　400,000 円）
	看護学部　看護学科	550,000 円 （2 年次以降　650,000 円）
実習費 （学外実習費）	博物館実習 史学科	10,000 円
	教育実習 教育学科	40,000 円
	〃　その他の学科	（1 週間当たり） 10,000 円
	養護実習 看護学科	（1 週間当たり） 10,000 円
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（小・中 学校）　10,000 円
	介護等体験	10,000 円

	保育士実習 教育学科	50,000 円
	相談援助実習 社会福祉学科	50,000 円
	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	※56,000 円
	介護福祉実習 社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習 管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円

※「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は５０，０００円とする。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

第３条　この学則の施行日から、平成 34 年３月 31 日までの４年間、文学部国際教養学科及び神戸国際教養学科の入学定員及び収容定員については、第２条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科	30 年度		31 年度		32 年度		33 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
神戸国際教養学科	0 名	120 名	0 名	80 名	0 名	40 名	0 名	0 名
国際教養学科	40 名	40 名	40 名	80 名	40 名	120 名	40 名	160 名

附　則

第１条　この学則は、平成 31 年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行日から、平成 34 年３月 31 日までの３年間、看護学部看護学科の収容定員については、本文第２条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科	31 年度	32 年度	33 年度
	収容定員	収容定員	収容定員
看護学科	330 名	340 名	350 名

附　則

第１条　この学則は、令和２年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、平成 31 年度に入学した学生の改正前の表「文学部 教育学科」に規定する授業科目「小学校基礎演習」及び「幼児教育基礎演習」については、改正後の表「文学部教育学科 教育課程」の「コース発展科目群」に規定する同授業科目の履修方法を適用する。

第３条　この学則の施行日から令和５年３月 31 日までの３年間の文学部教育学科及び健康福祉学部健康スポーツ栄養学科において取得できる資格及び免許状の種類は、第 33 条に定める資格及び免許状の種類にかかわらず、次のとおりとする。

文　学　部	
教 育 学 科	小学校教諭一種免許状
	幼稚園教諭一種免許状
	保育士
	レクリエーション・インストラクター
	司書　　学校図書館司書教諭
健康福祉学部	
健康スポーツ栄養学科	栄養士
	栄養教諭二種免許状
	フードスペシャリスト受験資格

別表１（第３４条の２）学納金　　令和２年４月１日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部	250,000 円
	看護学部	350,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部	850,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部　日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降　220,000 円）
	文学部　教育学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）
	健康福祉学部　社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降　330,000 円）
	健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	家政学部　家政学科	310,000 円 （2 年次以降　350,000 円）
	管理栄養士養成課程	350,000 円 （2 年次以降　400,000 円）
	看護学部　看護学科	550,000 円 （2 年次以降　650,000 円）
実習費 （学外実習費）	博物館実習 史学科	5,000 円
	教育実習 教育学科	8,000 円（幼免）（※1） 8,000 円（小免）（※1） 8,000 円（中免）（※1）
	〃 その他の学科	8,000 円（※1）
	養護実習 看護学科	8,000 円（※1）
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	8,000 円（※1）

	介護等体験	10,000 円
	保育士実習 教育学科	50,000 円
	相談援助実習 社会福祉学科	50,000 円
	精神保健福祉援助実習 社会福祉学科	56,000 円（※2）
	介護福祉実習 社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習 管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。
※2　「相談援助実習」を修得した場合にあっては、「精神保健福祉援助実習」の実習費は 50,000 円とする。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和３年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。ただし、第 34 条に規定する入学検定料は、令和２年度から適用する。

第３条　この学則の施行日から、令和７年３月 31 日までの４年間、文学部国際教養学科の入学定員及び収容定員については、本文第２条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学　部	学　科	３年度	４年度	５年度	６年度
文学部		1,560 名	1,580 名	1,600 名	1,620 名
	日本語日本文学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	英語英米文学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	国際教養学科	180 名	200 名	220 名	240 名
	史学科	240 名	240 名	240 名	240 名
	教育学科	660 名	660 名	660 名	660 名

別表１（第３４条の２）学納金　　令和３年４月１日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部	250,000 円
	看護学部	350,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部	850,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部　日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降　220,000 円）
	文学部　教育学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）
	健康福祉学部　社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降　330,000 円）
	健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	家政学部　家政学科	310,000 円 （2 年次以降　350,000 円）
	管理栄養士養成課程	350,000 円 （2 年次以降　400,000 円）
	看護学部　看護学科	550,000 円 （2 年次以降　650,000 円）
実習費 （学外実習費）	博物館実習 史学科	5,000 円
	教育実習 教育学科	（幼免）（※1）8,000 円 （小免）（※1）8,000 円 （中免）（※1）8,000 円
	〃 その他の学科	（※1）8,000 円
	養護実習 看護学科	（※1）8,000 円
	栄養教育実習 管理栄養士養成課程 健康スポーツ栄養学科	（※1）8,000 円

	介護等体験	10,000 円
	保育士実習 教育学科	50,000 円
	社会福祉士実習 社会福祉学科	（※2）65,000 円
	精神保健福祉士実習 社会福祉学科	56,000 円
	介護福祉士実習 社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習 管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。

※2　「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者につては、「社会福祉士実習」の実習費は 50,000 円とする。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和４年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、第 25 条、第 25 条の２、第 25 条の５、第 37 条を除き、なお、従前の例による。

別表１（第３４条の２）学納金　　令和４年４月１日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部	250,000 円
	看護学部	350,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部	850,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部　日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降　220,000 円）
	文学部　教育学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）
	健康福祉学部　社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降　330,000 円）
	健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	家政学部　家政学科	310,000 円 （2 年次以降　350,000 円）
	管理栄養士養成課程	350,000 円 （2 年次以降　400,000 円）
	看護学部　看護学科	550,000 円 （2 年次以降　650,000 円）
	心理学部　心理学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）

実習費 （学外実習費）	博物館実習 　史学科	5,000 円
	教育実習 　教育学科	（幼免）（※1）8,000 円 （小免）（※1）8,000 円 （中免）（※1）8,000 円
	〃 その他の学科	（※1）8,000 円
	養護実習 　看護学科	（※1）8,000 円
	栄養教育実習 　管理栄養士養成課程 　健康スポーツ栄養学科	（※1）8,000 円
	介護等体験	10,000 円
	保育士実習 　教育学科	50,000 円
	社会福祉士実習 　社会福祉学科	（※2）65,000 円
	精神保健福祉士実習 　社会福祉学科	56,000 円
	介護福祉士実習 　社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 　健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円 （実習Ⅱ）10,000 円
	臨地実習 　管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円
	臨床心理実習 　心理学科	5,000 円 （実習年度毎）（※3）

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。
※2　「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者につては、「社会福祉士実習」の実習費は 50,000 円とする。
※3　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和５年４月１日から施行する。

別表１（第３４条の２）学納金　　令和５年４月１日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部		250,000 円
	看護学部		350,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部		850,000 円
	看護学部		1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部	日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	200,000 円 （2 年次以降　220,000 円）
	文学部	教育学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）
	健康福祉学部	社会福祉学科	270,000 円 （2 年次以降　330,000 円）
		健康スポーツ栄養学科	330,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	家政学部	家政学科	310,000 円 （2 年次以降　350,000 円）
		管理栄養士養成課程	350,000 円 （2 年次以降　400,000 円）
	看護学部	看護学科	550,000 円 （2 年次以降　650,000 円）
	心理学部	心理学科	270,000 円 （2 年次以降　300,000 円）

実習費 （学外実習費）	博物館実習 　史学科	5,000 円
	教育実習 　教育学科	（幼免）（※1）8,000 円 （小免）（※1）8,000 円 （中免）（※1）8,000 円
	〃 その他の学科	（※1）8,000 円
	養護実習 　看護学科	（※1）8,000 円
	栄養教育実習 　管理栄養士養成課程 　健康スポーツ栄養学科	（※1）8,000 円
	介護等体験	11,000 円
	保育士実習 　教育学科	50,000 円
	社会福祉士実習 　社会福祉学科	（※2）65,000 円
	精神保健福祉士実習 　社会福祉学科	56,000 円
	介護福祉士実習 　社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 　健康スポーツ栄養学科	（実習Ⅰ）10,000 円
	臨地実習 　管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円
	臨床心理実習 　心理学科	5,000 円 （実習年度毎）（※3）

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。
※2　「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者につては、「社会福祉士実習」の実習費は 50,000 円とする。
※3　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和６年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表１（第３４条の２）学納金　　令和６年４月１日より施行

入学金	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部 看護学部	200,000 円
授業料（年額）	文学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部	850,000 円
	看護学部	1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部　日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	220,000 円 （2 年次以降　260,000 円）
	文学部　教育学科	290,000 円 （2 年次以降　340,000 円）
	健康福祉学部　社会福祉学科	290,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
	健康スポーツ栄養学科	350,000 円 （2 年次以降　410,000 円）
	家政学部　家政学科	330,000 円 （2 年次以降　390,000 円）
	管理栄養士養成課程	370,000 円 （2 年次以降　440,000 円）
	看護学部　看護学科	600,000 円 （2 年次以降　700,000 円）
	心理学部　心理学科	290,000 円 （2 年次以降　340,000 円）

実習費 （学外実習費）	博物館実習 　史学科	5,000 円
	教育実習 　教育学科	（幼免）（※1）8,000 円 （小免）（※1）8,000 円 （中免）（※1）8,000 円
	〃 その他の学科	（※1）8,000 円
	養護実習 　看護学科	（※1）8,000 円
	栄養教育実習 　管理栄養士養成課程 　健康スポーツ栄養学科	（※1）8,000 円
	介護等体験	11,000 円
	保育士実習 　教育学科	50,000 円
	社会福祉士実習 　社会福祉学科	（※2）65,000 円
	精神保健福祉士実習 　社会福祉学科	56,000 円
	介護福祉士実習 　社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 　健康スポーツ栄養学科	10,000 円
	臨地実習 　管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円
	臨床心理実習 　心理学科	5,000 円 （実習年度毎）（※3）

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。
※2　「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者につては、「社会福祉士実習」の実習費は 50,000 円とする。
※3　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和７年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、なお、従前の例による。

別表１（第３４条の２）学納金　　令和７年４月１日より施行

入学金	文学部 教育学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部 看護学部		200,000 円
授業料（年額）	文学部 教育学部 家政学部 健康福祉学部 心理学部		850,000 円
	看護学部		1,000,000 円
教育・施設 充実費（年額）	文学部	日本語日本文学科 英語英米文学科 国際教養学科 史学科	220,000 円 （2 年次以降　260,000 円）
	教育学部	教育学科	290,000 円 （2 年次以降　340,000 円）
	健康福祉学部	社会福祉学科	290,000 円 （2 年次以降　370,000 円）
		健康スポーツ栄養学科	350,000 円 （2 年次以降　410,000 円）
	家政学部	家政学科	330,000 円 （2 年次以降　390,000 円）
		管理栄養士養成課程	370,000 円 （2 年次以降　440,000 円）
	看護学部	看護学科	600,000 円 （2 年次以降　700,000 円）
	心理学部	心理学科	290,000 円 （2 年次以降　340,000 円）

実習費 （学外実習費）	博物館実習 　史学科	5,000 円
	教育実習 　教育学科	（幼免）（※1）8,000 円 （小免）（※1）8,000 円 （中免）（※1）8,000 円 （特支免）（※1）8,000 円
	〃 その他の学科	（※1）8,000 円
	養護実習 　看護学科	（※1）8,000 円
	栄養教育実習 　管理栄養士養成課程 　健康スポーツ栄養学科	（※1）8,000 円
	介護等体験	11,000 円
	保育士実習 　教育学科	50,000 円
	社会福祉士実習 　社会福祉学科	（※2）65,000 円
	精神保健福祉士実習 　社会福祉学科	56,000 円
	介護福祉士実習 　社会福祉学科	100,000 円
	（栄養）校外実習 　健康スポーツ栄養学科	10,000 円
	臨地実習 　管理栄養士養成課程	60,000 円
	〃　　看護学科	（保健師）50,000 円 （助産師）300,000 円
	臨床心理実習 　心理学科	5,000 円 （実習年度毎）（※3）

※1　実習委託先への「実習委託費」の支払いがある場合は、「5,000 円／週」を基本額とし別途徴収する。
※2　「ソーシャルワーク実習Ⅲ」又は「介護福祉実習Ⅰ（老人保健施設）」若しくは「介護福祉実習Ⅲ（老人福祉施設）」の履修者につては、「社会福祉士実習」の実習費は 50,000 円とする。
※3　実習委託先から「実習委託費」の請求がある場合は、請求金額を別途徴収する。

上記別表１に示した費用の他に、教材費等の実費を別途徴収することがある。

附　則

第１条　この学則は、令和８年４月１日から施行する。

第２条　この学則の施行前に在学する学生については、第 34 条の２第３号を除き、なお、従前の例による。

第３条　この学則の施行日から、令和 12 年３月 31 日までの４年間、文学部、健康福祉学部、家政学部及び各学科の収容定員については、本文第２条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部	学科	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
文学部		830 名	700 名	570 名	440 名
	日本語日本文学科	220 名	200 名	180 名	160 名
	英語英米文学科	200 名	160 名	120 名	80 名
	国際教養学科	200 名	160 名	120 名	80 名
	史学科	210 名	180 名	150 名	120 名
健康福祉学部		600 名	560 名	520 名	480 名
	社会福祉学科	290 名	260 名	230 名	200 名
	健康スポーツ栄養学科	310 名	300 名	290 名	280 名
家政学部		870 名	800 名	730 名	660 名
	家政学科	280 名	240 名	200 名	160 名
	管理栄養士養成課程	590 名	560 名	530 名	500 名

神戸女子大学人材育成・教育研究上の目的に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則第１条第３項に基づき、学部・学科又は課程における人材の育成に関する目的、教育研究上の目的を定めるものとする。

（文学部）

第２条　文学部における人材育成・教育研究上の目的は、建学の理念に基づき、それぞれの分野の専門的知識および実際的技能を習得することを通し、「自立心」、「対話力」、「創造性」を培い、専門的素養に基づいて、人間、言語、歴史、文化、世界の多様な問題について考える姿勢と能力を育成するものとする。

２　各学科の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　　科	目　　的
日本語日本文学科	日本語・日本文学を中心とする分野の研究を通して、専門分野の知識を習得しつつ、日本文化の特質やその多様性等を知り、教養と品位ある人材を養成する。そのために次のような目標を掲げる。 １．読む・書く・話す・聞くなどの日本語能力を向上させることによって、自己表現力・コミュニケーション能力を高める。 ２．日本語・日本文学研究の基礎を習得した上で、取り組むべき問題点を見出し、自らそれを解決して発表する能力を身につける。 ３．日本語・日本文学を学びながらその豊かさ・楽しさを知り、生涯を通して親しみつつ常に関心をもちうる能力を築く。 ４．上記の教育・研究を通じて、中・高校の国語科教員・日本語教員・図書館司書を養成する。

英語英米文学科	（人材育成） 「世界語」としての英語をコミュニケーションの手段として使いこなし、英語にかかわるあらゆる舞台で活躍できる真に教養ある女性を育成するために、教育研究の一貫した体系性に留意しながら以下の目的を掲げる。 １．英語運用能力を駆使し社会で活躍できる人材を育てる。 ２．英語学や英語圏社会の文学・文化に関する専門的知識を備えた人材を育てる。 ３．英語の言語的特徴と英語の背景をなす言語文化を習得し、異文化に対する深い理解と感受性をもつ人材を育てる。 （教育研究） 神戸女子大学の教育目標 1）自立心（Independence） 2）対話力（Communicative Ability) 3）創造性（Creativity） の基本理念に立脚して、学科としての特性を生かす。 １．本学科における「自立心」とは、国際化していく世界と社会に生きているという自覚に立脚して、社会の要請に対応した今日的課題に取り組むことの重要性を認識することにつながる教育研究を指す。 ２．本学科における「対話力」とは、英語という世界共通語を身につけるという過程を通じて、異なる意見や見方に対して、何が問題なのかを発見し、その解決策を考えるための柔軟で建設的なコミュニケーション力を身につける教育研究を指す。 ３．本学科における「創造性」とは、英語とその言語文化の学習を通じて、多様な価値観が交錯する現代社会を主体的に、また、豊かに生き抜くための問題解決能力を育てることにつながる教育研究を指す。
国際教養学科	幅広い国際教養と世界に通用するコミュニケーション力と情報処理能力を身につけ、国際分野でリーダーシップを発揮して、世界の平和と地球の未来に貢献できる女性を育成する。 １．教室にとどまらず、学外に出て体験的に学ぶことによる自立心の育成。 ２．ツールとしての言語学習による対話力の育成。 ３．グローバルとローカル双方向の学びによる、創造性の基礎となる国際教養の涵養。

史　学　科	（人材育成） 1．日本の歴史・文化の特性と世界の歴史・文化の多様性の理解をふまえて、自ら考え、調べ、議論することができる人材を養成する。 2．幅広い歴史的視野を基盤にして、現実社会の問題に柔軟に対処できる実践力をもった人材を養成する。 （教育研究） 1．グローバル化の状況をふまえながら、日本の歴史の特性と世界の歴史の多様性について深く研究し、教授する。 2．学外実習や見学を積極的に取り入れて、臨地体験にもとづいた歴史教育・研究の展開を目指す。
教育学科	（人材育成） 1．教えるとはどのような行為であり、人間の発達とはどのような過程なのかを深く考え、また、地域に根ざした教育体験を通して人間のあり方・生き方について主体的に考えることのできる人材を養成する。 2．子どもの発達過程全体を対象とした教育・研究に基づいて、実践的指導力をもつ幼稚園・小学校・中学校教諭、保育士の育成及び専門的知識と幅広い教養をもつ人材を養成する。 3．子どもの心がわかる保育・教育実践家として、自立心・対話力・創造性を発揮できる人材を養成する。 （教育研究） 1．「幼児教育」「初等教育」「義務教育」の３つのコースにおいて専門性を追究するとともに、教育・保育に関する幅広い教育・研究を行う。 2．乳幼児期から思春期までの「人間形成」にかかわる様々な課題を「科学的」「人間的」「総合的」に探究するとともに、人間と社会の在り方について広い視野を形成できる教育・研究を行う。 3．様々な実習を通して、実践的指導力を養う教育を行う。

（教育学部）

第３条　教育学部における人材育成・教育研究上の目的は、豊かな人間性と高い倫理観や道徳性をもち、教育や保育のあるべき姿を協働的に探究し、子どもの人格形成と自己実現を指導し支援できる人材を養成するものとする。

２　学科の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　　科	目　　的
教育学科	（人材育成） 1.豊かな人間性と社会に貢献する「強みと専門性」を備え、実践力をもった教員・保育者を養成する。 2.多様な子どもを深く理解し、一人ひとりに寄り添いその幸福と自己実現をサポートする教員・保育者を養成する。 3.教育や保育にかかわる確かな知識や技能と倫理観を持ち、常に向上心をもって生涯学び続ける教員・保育者を養成する。 4.子どもの学ぶ意欲を高め、深めながら資質・能力を育てていく力を身に付けた教員・保育者を養成する。 5.保護者や地域住民のニーズを把握し、チーム学校の一員として地域社会の要請にも適切に対応できる教員・保育者を養成する。 （教育研究） 1.幅広い教養を修得し現代社会の課題に対応するため、人文・社会・自然科学の基礎的な知識や情報科学、外国語能力を育成する。 2．教育や保育の問題の本質を探究し、よりよい解を導くために関連性や系統性を思考し、表現することを通して自律的に解決を図る能力を育成する。 3．アクティブラーニングを通して、他者と協働的に活動を進めることにより、主体的な学習態度を育て、総合的な人間力を育成する。

（健康福祉学部）

第４条　健康福祉学部における人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 人材育成

イ　子どもから高齢者まで福祉社会で求められるあらゆるシーンで、健康と福祉を有機的に連携・理解し、社会が必要とする自立心、対話力、創造性を発揮できる力をもつ人材の育成。

ロ　複雑、多様化する社会において福祉需要や新たな福祉課題に対応しうる専門性を兼ね備えた人材の育成。

ハ　人の生涯に亘る健康教育やスポーツを栄養面から支えることの出来る基礎的・専門的知識を身につけた、国際人としても活躍できる有為な人材の育成。

(2) 教育研究

イ　専門的な福祉援助活動や栄養や運動に関わる活動に精通し、生活の質を向上させるための望ましいライフスタイルを提案できる力を育てる。

ロ　福祉のこころと豊かな人間性を育み、健康教育を推進する社会のリーダーとして幅広いフィールドで活躍し、すぐれた問題解決能力を基に、社会の発展と福祉に寄与する真摯な態度で責任を十分に果す姿勢や意欲を育てる。

ハ　地域や国際社会における福祉サービス、健康づくり、食育、スポーツの発展に貢献し、創造性豊かに発展させる能力を育てる。

2　各学科の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　　科	目　　的
社会福祉学科	（人材育成） １．少子高齢社会における市民とくに子ども・高齢者・障がい者など社会的に支援を要する人びとの問題に関心をもち、その解決に向けて主体的に考え行動する力と意欲のある人材を養成する。（自立心） ２．対人援助に必要な高度なコミュニケーション能力と他者と協働する力をもつ人材を養成する。（対話力） ３．豊かな福祉社会の実現のために、福祉のこころと豊かな人間性を備え個々人の人権を尊重し、かつ柔軟に発想し工夫し開発・実行できる人材を養成する。（創造性） （教育研究） １．社会福祉の理念・倫理・価値・知識・技術を教授するとともに、社会の変化に対応した今日的福祉課題の研究を行う。 ２．地域社会・福祉施設機関・国際関係等での福祉実践を通して、幅広い社会貢献活動と福祉教育を行う。
健康スポーツ栄養学科	（人材育成） １．健康・スポーツ・福祉の領域において、高い専門性を有した栄養士と栄養知識をもった保健体育教諭を養成する。 ２．全ての人々への健康を、栄養や保健体育教育によって支える、豊かな人間性と幅広い教養を身につけた有為な人材を養成する。 ３．栄養教諭や保健体育教諭の免許取得が可能なコースを設置し、健康や運動・スポーツに必要な食と栄養に関する基礎的・専門的知識と技術を修得し、地域や国際社会において創造性豊かに健康づくりを推進する人材を養成する。 ４．社会が必要とする自立心・対話力・創造性を兼ね備え、生涯にわたって社会の発展と福祉に貢献する人材を養成する。 （教育研究） １．社会が求める、適切な栄養教育や運動教育に関わる教育・研究を進める。 ２．人々の健康増進やスポーツの現場で必要とされる専門知識を提供するための教育・研究を進める。 ３．世界の人々のライフスタイルに応じた食環境を支援し提供するための、国際的な栄養学や食文化の教育・研究を進める。 ４．思考力、問題解決能力、コミュニケーション力等の学士力を学ぶ教育から、成果をあげるために必要な実践力や社会人基礎力を身につける教育を体系的に進める。

（家政学部）

第５条　家政学部における人材育成・教育研究上の目的は、講義と実験や実習などの実体験を有機的に連携させた専門カリキュラムによって、衣・食・住、地球環境、健康問題など、人びとの生活に対して鋭敏な感覚や関心をもち、家政学の専門知識や技能を十分に身につけさせること、そして、社会に対する視野を広げ、自立心、対話力、創造性を培うことによって、持続可能な平和な世界の構築に貢献できる人材を次のとおり育成する。

（1）人材育成

イ　国際性、社会性と自立心を備えた心豊かなひとの育成。

ロ　現代社会をリードする衣・食・住を中心とした家政学の教育・研究者の養成。

ハ　地域社会などでより良い豊かな生活スタイルを提案し家政学を実践できる、対話力、創造性を備えたひとの養成。

ニ　健康な国民を育成するための管理栄養士の養成。

（2）教育研究

イ　日常生活の向上と発展を目指した、人々の生活の根幹たる衣・食・住に関する研究と教育。

ロ　衣･食･住の科学的な考察により､人々の健康や地球環境の向上に繋げる実践的研究と教育。

ハ　家政学の高度な専門知識や技能を生かした､持続可能な平和な世界の構築と地域社会への貢献。

２　学科及び課程の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　科　・　課　程	目　　的
家　政　学　科	（人材育成） １．家政学の学問領域、なかでも衣や住、生活経営、家政教育に関する専門的な知識を備え、生活者の目線を大切にして生活関連産業界や公的機関等で活躍する人材を養成する。 ２．社会に広く目を向け、家政学の広範な分野の知識をもとに、ライフサイクルを見据えた家庭生活のマネジメント能力を備えた人材を養成する。 ３．知識とともに、自立心・対話力・創造性を兼ね備え、家庭、地域、地球環境等の課題に応え、社会に貢献できる人材を養成する。 ４．よりよい生活の実現や社会の構築に向けて、主体的に生活を営む資質・能力を育てる家庭科教員を養成する。 （教育研究） １．「もの」、「心」ともに豊かな、より良い生活の実現に役立つ家政学教育研究を行う。 ２．社会のニーズに対応したさまざまな生活課題に取り組み、地域にも貢献できる実践的教育研究を行う。 ３．家庭での暮らしから社会活動に至る「人間生活」について、被服デザイン科学、住空間、生活マネジメント、家庭科教育分野を体系的に学べる教育課程を編成し、専門的な教育を行う。 ４．被服デザイン科学、住空間、生活プロデュース分野等を専門的に学ぶ教育を行う。

学　科・課　程	目　　的
管理栄養士養成課程	1．超高齢社会を迎えた日本の社会に「食と健康」のプロフェッショナルを送り出すことにより、国民の健康の維持、疾病の予防、治療に貢献する。 2．自主的で、勤労と責任を重んじる管理栄養士を社会に送り出す。 3．適切な教員配置により、最先端情報を講義に導入し、実験・実習を重視して即戦力となる人材を育成する。 4．健康の維持・増進、疾病の予防・治療において栄養の教育・指導を行うことができる管理栄養士を養成する。 5．大学院教育につながる教育・研究により「食と健康」に係わるリーダーを育成する。

（看護学部）

第６条　看護学部における人材育成・教育研究上の目的は、女性の可能性を拓く豊かな教養と深遠な知の獲得により、様々なコミュニティにおいて自らの役割を果たす判断力と実践力を身につけ、地域や社会の保健医療福祉の場において自立して活動できる看護の専門職を育成する。

２　学科の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　科・課　程	目　　的
看　護　学　科	（人材育成） 1．自分との対話や他者との対話、社会との対話を通して自らを律していく力や他者と関わっていく力、社会に提言していく力をもつ人材を養成する。 2．人々の健康増進、疾病の予防、健康の回復のために、科学的根拠に基づいた専門的知識と技能および倫理的・道徳的な態度を身につけ、看護を実践していく力をもつ人材を養成する。 3．それぞれの地域・社会における固有の文化を尊重し、すこやかな社会を創造する人材を養成する。 4．ライフサイクルの中で誰もが体験する病むことへの理解を深め、人々が安寧に生活していけることを常に志向し、保健医療福祉の中で協働・協力して自ら活動していける力をもつ人材を養成する。 5．社会参加を前提として、最新の専門的知識・技能を探求し、国際的視野に立って看護学の発展および人類の福祉に貢献していける力をもつ人材を養成する。 （教育研究） 1．看護ケアと社会システムの関連を教育研究する。 2．こころとからだを統合的に捉え、看護ケアと医療・治療に関する専門的な知識・技能を総合的に教育研究する。 3．子どもや母性・父性の健やかな成長を支援するための専門的知識・技能を総合的に教育研究する。

（心理学部）

第７条　心理学部における人材育成・教育研究上の目的は、人間の心的過程と行動のメカニズムに深い関心をもち、社会における人間の多様な営みを心理学の視点から理解し、他者と心理的な交流を深めて協働して活動することのできる人材を養成する。

２　学科の人材育成・教育研究上の目的は、次のとおりとする。

学　科　・　課　程	目　　的
心　理　学　科	（人材育成） 1.心理学部における知覚・言語・認知・人格・社会・臨床などの多様な領域と心理学の研究方法についての学びによって、人間の心と行動を実証的な方法に基づき心理学的に理解することができる力を基盤として有した人材を養成する。 2.人間における心身の相互的な関連を理解し、悩みや葛藤、発達上の課題などを抱えている人の心理的援助が行える知識と基本的技能を備えた人材を養成する。 3.企業などの組織における人間の行動や消費者の行動を心理学の視点から理解し、その動向を心理学手続きに基づいて調査し、分析することができる人材を養成する。 4.急速に発展してきているメディアを介した情報の交流が、人間の心や行動とコミュニケーションのあり方に与える影響を心理学の視点から理解できる人材を養成する。 （教育研究） 1.個人、家族、集団、社会などにおける人間の心理や行動について、心理学の視点から探究する教育研究を行う。 2.臨床心理、経営・消費者心理、メディア心理の分野について専門的な学びを深める教育研究を行う。 3.心理学の視点を総合的に活用することにより、地域や企業の抱える具体的な課題の解決に取り組むことのできる実践力を培う教育研究を行う。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、内部質保証委員会の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正前の神戸国際教養学科については、改正後の第２条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女大Ⅰ－003】

神戸女子大学学則第 43 条第 2 項第 3 号に関する定め

第１条　この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）に基づき、教育研究に関する重要な事項で、学長が決定を行うに当たり教授会の意見を聴くことが必要なものを定める。

第２条　学則第 43 条第２項第３号の規定により、教授会の意見を聴く事項は次のとおりとする。

(1) 学則のうち教育・研究に関する条項の改廃に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する事項

(3) 教員の教育研究業績等の審査に関する事項

第３条　前条第３号の事項については、教授会に代えて人事委員会もしくは学科等に意見を聴くことができる。

第４条　この規程の改廃は、教授会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この定めは、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この定めは、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女大Ⅰ－004】

神戸女子大学学長職務規程

第１条　神戸女子大学学長（以下「学長」という。）の職務については、この規程の定めるところによる。

第２条　学長は、神戸女子大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。

第３条　この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

【規程番号　神女大Ⅰ－005】

幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園　運営規程

（総則）

第１条　学校法人行吉学園が設置運営する幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園（以下「当園」という。）の運営管理については、法令に定めるもののほか、本規程に定めるところによるものとする。

（目的）

第２条　本規程は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）その他の関係法令を遵守して運営することを目的として必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第３条　当園は、幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園と称する。

（所在地）

第４条　当園の位置は、神戸市須磨区高倉台４丁目２番とする。

（運営方針）

第５条　当園の保育目標は次のとおりとする。

(1) 健康で安全な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

(2) 喜んで園生活に参加する態度を育て、協同、自主及び自律の精神の芽生えを培うこと。

(3) 身近な環境に主体的に関わる中で、社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

(4) 絵本や物語等に親しむ中で、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養うこと。

(5) 言語、絵画、体の動き等で表現することを通して、豊かな感性や表現力、創造性を養うこと。

（子どもの区分ごと利用定員）

第６条　当園の利用定員（法第31条第１項の利用定員）は、次のとおりとする。

(1) 教育標準時間の認定を受けた園児（以下「１号認定子ども」という。）　125人

(2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満３歳以上の者（以下「２号認定子ども」という。）　27人

(3) 保育時間の認定を受けた園児のうち満３歳未満の者（以下「３号認定子ども」という。）　13人

（提供する特定教育・保育等の内容）

第７条　当園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省令告示第１号）等に基づき、以下に掲げる特定教育・保育その他の便宜の提供を行うものとする。

(1) 特定教育・保育（法第27条第１項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、特定教育・保育を提供する。２・３号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量（法第20条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において特定教育・保育を提供する。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、第 12 条に規定する時間の範囲内において、法第 59 条第２号に規定する延長保育を提供する。

(3) 食事の提供

園内の調理室で調理を行い、１号認定子どもについては昼食を、２・３号認定子どもについては昼食及び午後のおやつを提供する。乳児についてはこれに加え午前中におやつを１回提供する場合がある。

(4) 園バスによる送迎

２歳児クラス以上に在籍する園児の中で、希望者には園バスでの送迎を有料で行う。

(5) 預かり保育

教育のための時間の前７時 30 分から９時まで、後の 14 時から 19 時まで、在籍している１号認定子どものうち希望者に対して保育を提供する。

(6) その他保育に係る行事等

（子育て支援）

第８条 当園は、在園児以外の地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

(1) 未就園児の幼児・保護者同士の交流の場の提供（にこにこクラブ）

(2) 園庭開放

(3) 未就園児の幼稚園体験（わくわく幼稚園）

(4) 教育相談（にこにこ広場）

(5) その他地域の子育て支援として必要とするもの

（１号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する日）

第９条 １号認定子どもに対しては、以下のとおり、学期を設定し、特定教育・保育を提供するものとする。

(1) 第１保育期　　４月１日から　８月 31 日まで

(2) 第２保育期　　９月１日から 12 月 31 日まで

(3) 第３保育期　　１月１日から　３月 31 日まで

２ １号認定子どもに対しては、以下の日は休園日とし、特定教育・保育を提供しないものとする。ただし、園が定める登園日を除くものとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 夏季休業日　　７月 20 日から９月５日まで

(4) 冬季休業日　　12 月 21 日から翌年１月９日まで

(5) 保育年度末休業日　　３月 20 日から４月９日まで

(6) 前各号に掲げるもののほか、別に園長が定める日

３ 前項第３号から第５号について、行事及び始業式・終業式によって変更する場合は、事前に支給認定保護者に周知するものとする。

（２・３号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する日）

第 10 条　２・３号認定子どもに対し特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12 月 29 日から１月３日）及び祝祭日を除くものとする。

２　行事等を行うため、日曜及び祝祭日に特定教育・保育を提供する場合は、事前に支給認定保護者に周知するものとする。

（１号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間）

第 11 条　１号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間は、原則９時から１４時までとする。

２　通園バスの送迎時間や季節により、前項の時間を変更する場合は、事前に支給認定保護者に周知するものとする。

（２・３号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間）

第 12 条　２・３号認定子どもに対して、特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

７時 30 分から 18 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は 18 時 30 分から 19 時までの範囲内で、延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

８時 30 分から 16 時 30 分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時 30 分から８時 30 分まで又は 16 時 30 分から 19 時までの範囲内で、延長保育を提供する。

第 13 条　当園に次の職員を置く。ただし、園児数に応じて法令等の配置基準を下回らない人数とする。

(1) 園　長	１名
(2) 主幹保育教諭	１名
(3) 保育教諭	10 名
(4) 調理員	３名
(5) 事務職員	２名
(6) その他の職員	若干名
(7) 学校医	１名
(8) 学校歯科医	１名
(9) 学校薬剤師	１名

２　前項の他、必要に応じて職員を置くことができる。

（職務内容）

第 14 条　職員の職務内容は、次のとおりとする。

(1) 園長

園務をつかさどり、所属職員を監督する。

(2) 主幹保育教諭

園長を助け、命を受けて園務の一部を整理し、園児の教育及び保育をつかさどる。

(3) 保育教諭

園児の教育及び保育をつかさどる。

(4) 調理員

食事の提供及びそれに付随する職務に従事する。

(5) 事務職員

事務に従事する。

(6) その他の職員

他の職員に属さない職務に従事する。

(利用者負担その他の費用の種類)

第 15 条 当園は、特定教育・保育を利用した支給認定保護者から、支給認定を受けた市町村が定める利用者負担額を徴収するものとする。

2 当園は、前項の支払いを受けるほか、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用等のうち、別表１に定める費用を徴収するものとする。

3 前項に加え、教育・保育の提供に関して実費で徴収する費用（いわゆる実費徴収）について、その都度、支給認定保護者に使途・金額・理由を説明し同意を得たうえで支払いを受けるものとする。

(１号認定子どもの入園)

第 16 条 １号認定子どもを入園させようとするときは、支給認定保護者は、入園願を提出しなければならない。

2 入園は、幼児の心身の発達状況等の面接を行った上、園長がこれを決定する。

3 利用定員を上回る申込があった場合は、以下に定める基準に基づき選考を行い、入園者を決定するものとする。

(1) ２歳児クラス在園児

(2) 在園児の弟妹

(3) 卒園児の弟妹

(4) 卒園生の子・孫

(5) 同法人卒業生の子・孫

(6) 同法人教職員の子・孫

(7) その他の者は、先着順又は抽選で選考を行う。

(２・３号認定子どもの入園)

第 17 条 ２・３号認定子どもについては、神戸市の利用調整を経た者を入園させるものとする。

(卒園に関する事項)

第 18 条 園児が小学校に就学するときは、卒園するものとする。

2 当園において所定の保育期間を終えた園児には、修了証書を授与する。

(退園に関する事項)

第 19 条 以下の場合には、特定教育・保育の提供を終了し、退園させるものとする。

(1) 支給認定保護者が退園を申し出たとき

(2) 保育認定子どもに該当しなくなったとき（満３歳以上の子どもであって１号認定子どもとして利用を継続する場合を除く）

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(緊急時における対応方法)

第 20 条 当園においては、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 27 条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第 29 条第１項の規定により危

険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

2　当園の職員は、特定教育・保育等の提供を行っているときに、園児の体調の急変や事故等の事態が生じたときは、速やかに学校医又は園児の主治医及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要に応じて神戸市に連絡する等必要な措置を講じるものとする。

3　当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4　園児に対する特定教育・保育等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（非常災害対策）

第 21 条　園長は、非常その他窮迫の事態に備え、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、月に１回園児及び職員の避難訓練及び消火訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置）

第 22 条　当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

第 23 条　その他運営規程の実施に必要な事項は、園長がこれを定める。

附　則

この運営規程は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この運営規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この運営規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この運営規程は、令和８年４月１日から施行する。

別表１

１　利用者負担以外の徴収金について

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
教育施設充実費	教育施設充実のため	月額　3,000 円
教育環境充実費	教育環境充実のため	入園時　50,000 円
１号ならびに２号認定子どもに係る給食費（月額）（主食費・副食費）	１号認定子どもに係る食事（主食・副食）の提供費用（月額）	満３歳児クラス 主食費　1,200 円 副食費　3,300 円 合計月額　4,500 円
		３歳・４歳・５歳児クラス 主食費　1,200 円 副食費　4,800 円 合計月額　6,000 円
	２号認定子どもに係る食事（主食・副食・おやつ）の提供費用	主食費　2,200 円 副食費　4,800 円 合計月額　7,000 円
バス送迎代	バス送迎に係る費用	月額　3,500 円

※その他、行事や新学期用品に係る費用等については、事前に支給認定保護者に説明・同意のうえ、徴収するものとする。

※副食費については、世帯の所得状況等により免除される場合がある。

２　預かり保育に係る利用者負担

・月曜日から金曜日　（７時 30 分から９時まで・保育終了後 14 時から 19 時まで）
30 分　100 円
※別途、おやつ代として１回あたり 100 円徴収する。

・19 時以降延長預かり保育料（万が一、19 時を超えた場合の延長保育料）
10 分ごとに 500 円

３　延長保育に係る利用者負担

・保育標準時間内延長（保育短時間認定子どもに係る７時 30 分から８時 30 分まで
又は 16 時 30 分から 18 時 30 分まで）
神戸市が定める各階層区分ごとの保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差額

・保育標準時間外延長　30 分延長　　月額　2,500 円

・19 時以降延長保育料（万が一、19 時を超えた場合の延長保育料）10 分ごとに 500 円

【規程番号　神女大Ⅰ－006】

幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園における乳児等通園支援事業に係る運営規程

（総則）

第１条　この運営規程は、次条に規定する乳児等通園支援事業の運営のため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び神戸市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年10月1日条例第20号）その他の関係法令（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（事業所の名称等）

第２条　学校法人行吉学園が設置する乳児等通園支援事業を実施する施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名　称　　幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園

（2）所在地　　神戸市須磨区高倉台４丁目２

（事業の目的及び運営の方針）

第３条　幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園（以下「当園」という。）が運営する乳児等通園支援事業が乳児等通園支援（以下、支援という。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児及び幼児が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

（1）当園は、法令等を順守し、乳児等通園支援事業を実施するものとする。

（2）当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告107号）に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して､利用する乳幼児の心身の状況等に応じた支援を提供するものとする。

（提供する支援の内容）

第４条　当園は第７条に規定する時間において、余裕活用型乳児等通園支援事業における支援を提供する。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第５条　支援の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）実務を担当する幹部職員　１名

職員及び業務の管理を行うとともに、支援内容を統括する。

（2）保育教諭　４名（常勤３名、非常勤１名）

専門的知識及び技術をもって、乳幼児の支援及び保護者に対する支援に関する指導を行う。

（支援の提供を行う日・提供を行わない日）

第６条　支援の提供を行う日は、次に掲げる日を除く日とする。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第３条に規定する休日

（2）１月２日、３日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日までの日

（3）日曜日及び土曜日

（支援の提供を行う時間）

第７条　支援を提供する時間は、次のとおりとする。

（1）９時～12 時

（2）13 時～16 時

（利用者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額）

第８条　支援を利用した保護者は、下記のとおり利用料を当園へ支払うものとする。

利用料　　こども一人１時間あたり 300 円

２　前項に掲げる利用料のほか、次に掲げる費用の支払いを求めるものとする。

キャンセル料　当日の午前０時以降にキャンセルを行った場合

こども一人１時間あたり 300 円

（乳児、幼児の区分ごとの利用定員）

第９条　利用定員は以下のとおりとする。

（1）０歳児　１人

（2）１歳児　１人

（3）２歳児　１人

（利用の開始に関する事項）

第10条　支援の提供に係る申請があった場合、利用を希望する保護者に認定証の提示を求め、乳児等通園支援事業の利用対象者であることを確認するものとする。

（1）支援の利用の申込みを行った保護者に対して、本運営規程の概要など利用申込者が支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を用いて、説明を行うものとする。

（2）支援の提供に際して、乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の保育施設等の利用状況等の把握を行うものとする。

（利用の終了に関する事項）

第11条　以下の場合には支援の提供を終了するものとする。

（1）利用乳幼児が満３歳に達したとき

（2）利用乳幼児が保育施設等へ入所する等、利用要件に該当しなくなったとき

（3）その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。ただしこの場合は、事前に市と協議を行うものとする。

（利用にあたっての留意事項）

第12条　保護者が偽りその他の不正な行為によって乳児等通園支援の提供を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して市に通知するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第13条　当園の職員においては、支援の提供を行っている利用乳幼児に体調の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに当該利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

２　当園は、支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合に円滑に損賠賠償を行うため、当園を被保険者とする賠償責任保険に加入する。

（非常災害対策）

第14条　当園は、地震、津波、火災、台風又は風水害等の災害に対する避難計画等を作成し、毎月１回、避難及び消火に関する訓練を行うものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第15条　当園は、利用乳幼児の虐待の防止に関して、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（その他の重要事項）

第16条　その他運営規程の実施に必要な事項は園長がこれを定める。

附　則

この規程は、令和８年７月１日より施行する。